

山口県報

令和2年
6月26日
(金曜日)

目 次

○条例
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（知事等の給料の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（知事の期末手当の特例）

第二条 知事の令和二年六月の期末手当は、知事等の給与及び旅費に関する条例第九条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年六月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁